

## 令和4年第5回庄内町農業委員会総会議事録

1 会議日程 令和4年5月25日(水)

開会 午前 9時30分

閉会 午前 10時30分

2 会議場所 庄内町役場 A棟 4階 議場

3 出席委員の番号及び氏名(16名)

1番 高橋 聡

2番 秋葉 俊一

4番 佐藤 優人

5番 五十嵐 晃

6番 斎藤 克行

7番 小野 隆

8番 長南 統

10番 小林 ひろみ

11番 遠田 雅弘

12番 川井 利光

13番 和島 孝輝

14番 高橋 義夫

15番 佐藤 恒子

16番 日向 弘明

17番 佐藤 繁

18番 若松 忠則

4 欠席委員の番号及び氏名(2名)

3番 齋藤 智幸

9番 日下部 崇喜

5 議長の委員番号及び氏名

18番 若松 忠則 (会長)

6 説明及び議事録作成のため出席した者

事務局長 佐々木 平喜

次長兼農地農政係長 佐藤 良子

農地農政係主任 長南 恵

農業経営改善相談員 乙坂 茂樹

7 会議に付した議案

報告第9号	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について	(8件)
報告第10号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について	(104件)

議案第 17 号	一体利用農地の指定申出農地について	(1 件)
議案第 18 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(3 件)
議案第 19 号	庄内町農用地利用集積計画について (一般事業)	(3 件)
議案第 20 号	庄内町農用地利用集積計画について (農地中間管理事業)	(234 件)

◎開 会 (午前 9 時 30 分)	
◎諸報告	
議長	これより令和 4 年第 5 回庄内町農業委員会総会を開会いたします。 議事に入る前に、事務局長から諸般の報告をさせていただきます。
事務局長	本日の委員の出席状況について、報告いたします。本日は、3 番 齋藤 智幸 委員、9 番 日下部 崇喜 委員 より欠席の報告を受けております。 次に、本日配布の資料について報告いたします。 「一体利用農地に関する取扱基準」、「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る土地利用計画図等」、「農業者年金現況届について」、「令和 4 年度業務概要」、「令和 4 年度農地パトロールについて」、「人・農地プランについて」、「活動記録簿の付け方」、「女性登用の取り組み事例と推進のポイント」、「農協広報 (5 月号)」、「行事報告書」、「行事予定書」です。 それでは、令和 4 年第 4 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和 4 年第 4 回総会後の行事経過について、配布資料に基づいて説明) 続いて、令和 4 年第 5 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明いたします。資料をご覧ください。 (令和 4 年第 5 回総会後の行事予定について、配布資料に基づいて説明)
議長	諸般の報告が終わりました。質問のある方お願いします。 無いようですので諸般の報告を終わります。 ただ今の出席委員は 16 名です。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
◎議事録署名委員の選出	
議長	最初に、議事録署名委員の選出ですが、慣例により私から指名させていただいてよろしいでしょうか。 (異議なしの声あり) 異議なしの声がございますので、私から議事録署名委員を指名させていただきます。13 番 和島 孝輝 委員、14 番 高橋 義夫 委員 両名に議事録署名委員をお願いいたします。 なお、書記には、事務局長を指名いたします。
◎報告 報告第 9 号の上程、説明、質疑	
議長	報告第 9 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第 9 号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。

佐藤次長	(報告第9号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第9号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理について、を終わります。
◎報告	報告第10号の上程、説明、質疑
議長	報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を上程いたします。事務局長より報告の説明をお願いします。
事務局長	(報告第10号の資料に基づき、報告を朗読) 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(報告第10号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより、報告に対する質疑を行います。 無いようですので、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、を終わります。
◎議事	報告第17号の上程、説明、質疑、採決
議長	報告第17号、一体利用農地の指定申出について、を議題といたします。 議案第17号、に係る現況写真回覧のため、暫時、休憩いたします。
(暫時休憩)	(休憩中、現況写真を配布する。)
議長	再開いたします。 事務局長より、議案の説明をお願いします。
事務局長	(報告第17号の資料に基づき、議案を朗読) 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	(報告第17号の資料に基づき、内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 本案は、事前に現地調査を行っておりますので、10番 小林 ひろみ 委員より、現地調査報告をお願いします。
10番 小林	10番 小林です。 一体利用農地の指定申出についての現地調査報告を行います。 5月23日に、9番 日下部 崇喜 委員と事務局の長南主任と私の3人で、現地調査を実施しました。 申出のあった農地は、●●地内の地権者の住宅裏にあり、宅地に隣接しています。北側が県道、南側は水路、東側が宅地、西側は農地に面しております。地権者の宅地を通らないと農地への侵入は容易でなく、地目は田のようですが、現況は田ではなく、水を取ることが難しい場所だと見てきました。隣接する宅地と一体で利用しなければ耕作することができない農地であると思います。 委員各位におかれましては、指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いいたします。
議長	内容説明と、現地調査報告が終わりました。

	これより本案に対する質疑を行います。 17番 佐藤 繁 委員。
17番 佐藤	17番 佐藤です。 今、佐藤次長の方から説明をお聞きしましたが、譲受人の●●さんにご家族はいらっしゃるのでしょうか。それと、畑についてはどの程度の経験があるのでしょうか。畑をするには、この農地は結構面積がありますのでそれを維持していくのはなかなか大変なことかと思われます。その点についてもお伺いします。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	●●さんはご家族での移住と聞いております。奥様はいらっしゃるということでした。そして、耕作の経験ということですが、経験はないということです。初年度に関しては、農地に草が生い茂っている状態ですので、草刈り等を行い整地しながら、ジャガイモ、ニンニクを耕作すると聞いております。
議長	17番 佐藤 委員。
17番 佐藤	先程回覧ありました現況写真を見ると、かなり草が生えておりましたが、ここ何年か作付けされていなかったのでしょうか。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	譲渡人の方からのお話しでは、地目は田となっているものの、田として使われた形跡はここ何十年無いそうです。譲渡人の母がこの家に一人で住んでいて、譲渡人である息子さんが時々他県から様子を見に来ている状況でした。現地を確認しましても、農地としてはここしばらく使用されていないと見て来ました。
議長	14番 高橋 義夫 委員。
14番 高橋	14番 高橋です。 今回の資料の中には、位置図がありませんけど、申請地の場所がどこにあるのか説明をお願いします。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	●●の方から行くとなると、●●のあたりを●●、●●方面に進み、●●●●集落内を通り南進しますと、●●●●さんがあった道路に突き当たります。そこを左折して東進し、●●陸橋の手前から右折した先の左側になります。隣に●●●●さんがある手前のところです。
議長	14番 高橋 義夫 委員。 よろしいでしょうか。
14番 高橋	はい、わかりました。
議長	ほかにございませんか。 無いようであれば、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございませぬ。異議がないものと認め、採決いたします。 報告第17号、一体利用農地の指定申出について、承認することに賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、承認することに決定しました。
◎議事	議案第18号の上程、説明、質疑、採決

議長	<p>議案第 18 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。</p> <p>議案第 18 号、に係る現況写真回覧のため、暫時、休憩いたします。</p>
(暫時休憩)	(休憩中、現況写真を配布する。)
議長	<p>再開いたします。</p> <p>事務局長より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(議案第 5 号の資料に基づき、議案を朗読)</p> <p>詳細につきましては、長南主任より説明申し上げます。</p>
議長	長南主任。
長南主任	(議案第 18 号の資料に基づき、内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>本案は、事前に現地調査を行っておりますので、10 番 小林 ひろみ 委員より、現地調査報告をお願いします。</p>
10 番 小林	<p>10 番 小林です。</p> <p>農地法第 5 条の規定による許可申請についての現地調査報告を行います。</p> <p>5 月 23 日に、9 番 日下部 崇喜 委員と事務局の長南主任と私の 3 人で、現地調査を実施しました。</p> <p>1 番の案件については、●●●集落内に位置する農地で、南側は JR の線路、北側は町道、東側は農地、西側は宅地に面しております。従業員の駐車場敷地として永久転用する内容です。</p> <p>2 番、3 番の案件については、●●●集落の北側に位置する農地で南側は農道、北側は水路、東側と西側は農地に面しております。乾燥調製施設敷地として永久転用する内容です。</p> <p>4 番の案件については、●●集落の北側に位置する農地です。砂利採取による田床改良で 1 年間の一時転用です。</p> <p>いずれの案件も周辺の農地に対する営農条件に悪影響を与えないと思われることから、転用に問題ないと判断してきましたので報告します。</p> <p>委員各位におかれまして、本案件で指摘事項等補足することがございましたら、この場で発言をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>内容説明と、現地調査報告が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>また、質疑の方法は、1 番の案件で一つ、2 番・3 番の案件で一つ、4 番の案件で一つというように分けてお願いします。</p> <p>ないようであれば、採決したいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございませう。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 18 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、許可相当とすることに賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、許可相当とすることに決定しました。</p> <p>なお、4 番の案件につきましては、3,000 ㎡を超えていることから山形県農業</p>

	会議に諮問し、許可相当の答申を受けたうえで許可することとします。
◎議事	議案第 19 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 19 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）、を議題といたします。 事務局長より、議案の説明をお願いします。
事務局長	（議案第 19 号の資料に基づき、議案を朗読） 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	（議案第 19 号の資料に基づき、内容を説明）
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 無ければ、採決したいがいかがですか。 （異議なしの声） 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第 19 号、庄内町農用地利用集積計画について（一般事業）について、原案に賛成の方、挙手願います。 （挙手全員） 賛成全員により、原案のとおり決定いたします。
◎議事	議案第 20 号の上程、説明、質疑、採決
議長	議案第 20 号、庄内町農用地利用集積計画について（農地中間管理事業）について、を議題といたします。 議事参与の制限に該当する委員がおりますので、7 番 小野 隆 委員は退席願います。 暫時、休憩いたします。
（暫時休憩）	（休憩中、小野 隆 委員 退席）
議長	再開いたします。 初めに、48 ページ 番号 102 番から 104 番、108 番、115 番、131 番について審議します。 事務局長より、議案の説明をお願いします。
事務局長	（議案第 20 号の資料に基づき、議案を朗読） 詳細につきましては、佐藤次長よりご説明申し上げます。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	説明の前に、議案の修正をお願いします。 はじめに、37 ページ 46 番 借人 ●●●● さんの経営面積ですが、5606a のところを 455a に修正をお願いします。 次に、40 ページ 64 番 借人 ●●●● さんの経営面積が空欄になっておりますので、そちらに 758a と追記をお願いします。 また、42 ページ 70 番から 74 番 借人 ●●●● さんの経営面積も空欄になっておりますので、そちらに 1627a と追記をお願いします。申し訳ございません。それでは、説明に入ります。
佐藤次長	（議案第 20 号の資料に基づき、番号 102 番から 104 番、108 番、115 番、131

	番の内容を説明)
議長	内容説明が終わりました。 これより本案に対する質疑を行います。 17番 佐藤 繁 委員。
17番 佐藤	17番 佐藤です。 権利の設定期間についてお伺いしたいのですが、全てが10年6カ月となっております。これが10年6カ月後に更新する場合はどういう方向でこの期間は設定になる予定なのでしょうか。
議長	佐藤次長。
佐藤次長	農地中間管理事業に関しては、農地中間管理事業によって日程が決められており、それに合わせて契約期間を設定することになります。そのため、毎月総会に諮って権利の設定が出来ないという問題があります。今回庄内町の場合は、年3回設定しその日程に合わせて5月31日公告というのが出てきます。例えば、今回の契約期間が10年となった場合、本来であれば、令和14年5月31日で期間終了となると思いますが、その場合には田植えが終わった月で契約期間が終了となります。農地中間管理事業の場合、決められた日程のほかにも、その年の田植えから収穫したものまでの一年サイクルで見ることになりますので、10年であっても賃借料の回数で契約期間を設定します。この場合は11回と設定するために期間の終了が11月30日となり6カ月増えることとなります。なお、10年後の農地中間管理事業の日程については、どういう仕組みになっていくのか、現時点ではわかりませんが、契約期間終了の翌日から10年、20年ということで設定されていくのだと思います。
議長	ほかにございませんか。 無ければ、採決したいがいかがですか。 (異議なしの声) 異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。 議案第20号、庄内町農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)番号102番から104番、108番、115番、131番について、原案に賛成の方、挙手願います。 (挙手全員) 賛成全員により、原案のとおり決定いたします。 暫時、休憩いたします。
(暫時休憩)	(休憩中、小野 隆 委員 着席)
議長	再開いたします。 次に、議案第20号、庄内町農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)、59ページ 番号165番から169番、172番、174番、175番について審議します。 議事参与の制限に該当する委員がおりますので、10番 小林 ひろみ 委員は退席願います。 暫時、休憩いたします。
(暫時休憩)	(休憩中、小林 ひろみ 委員 退席)
議長	再開いたします。

	佐藤次長。
佐藤次長	(議案第 20 号の資料に基づき、番号 165 番から 169 番、172 番、174 番、175 番の内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無ければ、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 20 号、庄内町農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)番号 165 番から 169 番、172 番、174 番、175 番について、原案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、原案のとおり決定いたします。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p>
(暫時休憩)	(休憩中、小林 ひろみ 委員 着席)
議長	<p>再開いたします。</p> <p>次に、議案第 20 号、庄内町農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)、65 ページ 番号 194 番から 197 番について審議します。</p> <p>議事参与の制限に該当する委員がおりますので、8 番 長南 統 委員は退席願います。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p>
(暫時休憩)	(休憩中、長南 統 委員 退席)
議長	<p>再開いたします。</p> <p>佐藤次長。</p>
佐藤次長	(議案第 20 号の資料に基づき、番号 194 番から 197 番の内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無ければ、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 20 号、庄内町農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)番号 194 番から 197 番について、原案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、原案のとおり決定いたします。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p>
(暫時休憩)	(休憩中、長南 統 委員 着席)
議長	<p>再開いたします。</p> <p>次に、議案第 20 号、庄内町農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)、番号 102 番から 104 番、108 番、115 番、131 番、165 番から 169 番、172 番、174 番、175 番、194 番から 197 番を除いた 1 番から 234 番までについて審議します。</p> <p>佐藤次長。</p>



佐藤次長	(議案第 20 号の資料に基づき、番号 102 番から 104 番、108 番、115 番、131 番、165 番から 169 番、172 番、174 番、175 番、194 番から 197 番を除いた 1 番から 234 番の内容を説明)
議長	<p>内容説明が終わりました。</p> <p>これより本案に対する質疑を行います。</p> <p>無ければ、採決したいがいかがですか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしの声がございます。異議がないものと認め、採決いたします。</p> <p>議案第 20 号、庄内町農用地利用集積計画について(農地中間管理事業)番号 102 番から 104 番、108 番、115 番、131 番、165 番から 169 番、172 番、174 番、175 番、194 番から 197 番を除いた 1 番から 234 番について、原案に賛成の方、挙手願います。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>賛成全員により、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	これをもちまして、令和 4 年第 5 回庄内町農業委員会総会を閉会いたします。
◎閉会	(午前 10 時 30 分)

令和 年 月 日

上記は、令和 4 年第 5 回庄内町農業委員会総会の議事録であり、その内容に相違ないことを証するため署名する。

第 5 回庄内町農業委員会総会

議長 (番号及び氏名)

18 番

議事録署名委員 (番号及び氏名)

13 番

14 番

書記